

基地・財政課からのお知らせです

榛東村のマスコットキャラクターが決定しました

榛東村の様々な魅力や特性を村の内外に効果的かつ積極的に配信するため、村の顔となるマスコットキャラクターのデザインを募集したところ全国から386点のご応募をいただきました。これらの応募作品について、投票及び榛東村マスコットキャラクター選定委員会による審議等を経て村のマスコットキャラクターが決定しました。

また、キャラクターの名称も投票と同時に募集し、「しんとうちゃん」に決定しました。

たくさんの応募・投票ありがとうございました。

○榛東村マスコットキャラクター採用作品



○マスコットキャラクターの名称

しんとうちゃん

▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線241)へ

ふるさと公園の閉園について

ふるさと公園は12月29日～1月3日まで閉園します

しんとうふるさと公園の年内の営業は28日(月)までです。年明けは、4日(月)から営業を再開しますので、ご来園をお待ちしています。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ

プレミアム率33%の電動アシスト自転車購入券を販売中です！

村では、電動アシスト自転車購入時に使用できる「電動アシスト自転車購入券」を販売しています。通勤、通学や買い物に、電動アシスト自転車の購入を検討してみませんか。

○販売期間・時間

平成28年1月29日(金)まで ※売り切れ次第終了
月～金曜(祝日及び年末年始除く)の8時30分から17時

○販売場所

榛東村役場 1階 会計課

○販売内容

額面10,000円の購入券を7,500円で販売(1人10枚まで)

○発行数

400枚(額面400万円分)

○使用期間

平成28年2月15日(月)まで

○購入券を利用できるお店(平成27年12月17日現在)

- ・加藤モータース(住所: 広馬場1533-10 ☎54-3923)
- ・小林輪店 (住所: 山子田1460 ☎54-4090)
- ・清水モータース(住所: 広馬場1761 ☎54-3121)

○購入券使用時の注意事項

- ・釣り銭は出ません
 - ・払戻及び換金はできません
 - ・電動アシスト自転車の購入のみに使用できます(原動機付き自転車等の購入には使用できません)
- ▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線242)へ



資源ごみのストックハウスをご利用ください

村では、時間の都合などによって、各区で行われている資源ごみ回収を利用できないご家庭のために、旧役場敷地に資源ごみストックハウスを設置しており、下記の各種資源ごみの受け入れを行っています。

なお、各区で行われている資源ごみ回収のルールと若干異なるものがありますので注意してください。

■受入時間

毎週土・日曜日の午前9時から12時まで

※年始: 平成28年1月2日(土)・3日(日)は休みとなります。

年始: 1月9日(土)から通常どおり受け入れを再開します。

■受入対象

段ボール・雑誌・新聞紙・各種びん・ペットボトル・キャップ(ペットボトル)・アルミ缶・スチール缶・一升瓶・ビール瓶・紙パック(牛乳パック)・古着・小型家電

※事業系のは対象外

※紙パックは、洗って、開いて乾かしてください。

※段ボールはつぶして平らな状態にしてください。

※新聞紙、雑誌、段ボールについては、量が多い場合は、ヒモで縛ってください。

※ペットボトル(ラベルははずす)やビン類、アルミ缶等の容器類は中を洗浄し、キャップが付いているものははずしてください。中身が残っている場合はお持ち帰りいただくこともあります。

※資源ごみを入れる容器は分けてありますので、別の資源ごみを入れないようにしてください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線120)へ



ペットボトルは資源ごみとして出しましょう！

ゴミステーションに、ペットボトルが入った可燃物(黄色)や不燃物(白色)のごみ袋が出されている光景が多く見受けられます。

ペットボトルは、大切な資源です。ゴミステーションに出さないで、各区のコミセンなどで毎月一回行われている『資源ごみ回収』または、『資源ごみストックハウス』に出すようにしてください。(詳細は、「榛東村ゴミ収集計画」に掲載されています。)

税務課からのお知らせです

軽自動車税の税率が変更されます

平成26年度税制改正及び平成27年度税制改正により、平成28年度から軽自動車税の税率が変更となります。

○原動機付自転車及び二輪車の税率

課税区分		税率(年額)	
		平成27年度 (変更前)	平成28年度 (変更後)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクター、コンバイン等)	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
ボートトレーラー(二輪の被牽引車)		2,400円	3,600円

○四輪以上及び三輪の軽自動車の税率

平成27年3月31日以前に新規検査をした車両は現行税率(重課税率対象を除く)となりますが、平成27年4月1日以降に新規検査をした車両は税率が変更(新税率)となります。

また、新規検査から13年経過した車両は平成28年度から重課税率が適用されます。

新規検査した年月は車検証の「初度検査年月」欄に記載されておりますので、そちらをご確認ください。

課税区分		税率(年額)			
		平成27年3月31日以前 に新規検査(現行税率)	平成27年4月1日以降に 新規検査(新税率)	最初の新規検査から13年 経過した車両(重課税率)	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※新規検査から13年経過した車両とは、平成28年度課税では、平成14年以前に登録された車両が対象です。

○燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減

平成28年度から、低排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例(軽課)が導入されます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規検査をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、平成28年度のみ下の表の税率が適用されます。

課税区分		税率(年額)				
		電気自動車 天然ガス自動車	ガソリン車・ハイブリッド車 ※1			
			基準1 ※2	基準2 ※3	基準3 ※4	基準4 ※5
三輪車		1,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円
四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	—	—
	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	—	—
四輪貨物	営業用	1,000円	—	—	1,900円	2,900円
	自家用	1,300円	—	—	2,500円	3,800円

※1 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

※2 平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車

※3 平成32年度燃費基準達成の乗用車

※4 平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車

※5 平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車

▶お問い合わせは、税務課 軽自動車税係 ☎54-2211 内線164)へ

太陽光発電設備について

太陽光発電設備は償却資産に該当し、毎年1月末日までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

下表により申告の対象となる方は、償却資産申告書を送付させていただきますので、税務課資産税係までご連絡またはご相談くださいますようお願いいたします。

○申告の対象となる方

設置した方	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は申告の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては申告の対象外となります。
個人(個人事業主)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として申告の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として申告の対象となります。	

○住宅用太陽光発電設備における償却資産の申告対象

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしてない建築物など)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

家屋・・・固定資産税(家屋)に該当し、申告は不要

償却・・・固定資産税(償却資産)に該当し、申告が必要

※なお、太陽光発電設備に供する土地は、課税地目等が変更となる場合がございますので、ご不明な点は税務課資産税係までお問い合わせください。

▶お問い合わせは、税務課 資産税係 (☎54-2211 内線162、164)へ

子育て・長寿支援課からのお知らせです

平成28年度学童保育所入所児童を募集します

学童保育所に平成28年4月から入所する児童を、次のとおり募集します。

- 対象児童…共働きなどで昼間、保護者などのいない家庭の小学生
- 保育場所…○北小学校区 うぐいす学童保育所(榛東中央保育園)(1～6年)
 榛東北部第一学童保育所(1年)
 榛東北部第二学童保育所(2年以上)
 榛東第三学童保育所(2年以上)
 ○南小学校区 榛東南部第一学童保育所(2年以上)
 榛東南部第二学童保育所(1年)
- 保育時間 ○平日…月～金曜日 下校時～午後7時まで
 ○休校日(土曜日、夏休みなど)…午前8時～午後7時
- 保育費用(月額) ○保育料…7千円(8月は1万円)
 ○おやつ、教材等…3千円
- 申込書配付期間…平成28年1月4日(月)～1月15日(金)
- 申込期間…平成28年1月18日(月)～2月5日(金)
- ▶お申し込みとお問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線133)へ

産業振興課からのお知らせです

群馬用水給水弁の保護をお願いします

冬期は、凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。
 給水弁は、群馬用水組合員個人の管理物となりますので、ワラや布などをマスに詰めて凍結防止対策を行ってください。



▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線224)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成27年11月の放射線量は次のとおりです。(測定日：11月10日)

- 基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)
- ※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量
- 測定値について…村では、環境省が公表している「廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版)」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、製造メーカーによる村所有測定器(クリアパル株式会社製：A2700型 Mr.Gamma)の定期校正及び群馬県衛生環境研究所所有の測定機器(富士電機株式会社製 NHC710B1-AYYYY-S)との比較実験を行い、当該実験結果により測定値の補正方法を採用しております。なお、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学専攻専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
1	役場・保健相談センター	0.052	0.048	0.048	曇り
2	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	0.039	0.038	0.041	曇り
3	中央保育園(兼うぐいす学童)	0.034	0.030	0.038	曇り
4	北部保育園	0.047	0.045	0.037	曇り
5	南部保育園	0.049	0.065	0.053	曇り
6	南部第1、2学童	0.059	0.048	0.042	曇り
7	児童館	0.045	0.045	0.053	曇り
8	榛東中学校 駐輪場	0.043	0.036	0.048	曇り

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
9	榛東中学校 東グラウンド	0.026	0.021	0.027	曇り
10	北小学校(兼北部第1学童)	0.027	0.028	0.028	曇り
11	南小学校	0.021	0.022	0.018	曇り
12	北幼稚園	0.051	0.044	0.047	曇り
13	南幼稚園	0.052	0.050	0.050	曇り
14	南部コミセン	0.047	0.046	0.048	曇り
15	総合グラウンド	0.065	0.064	0.057	曇り

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ